

令和7年  
6月農業委員会総会議事録

■日 時	2025年（令和7年）6月13日（金）14：30～15：47					反訳：株式会社 会議録研究所
■場 所	和泉市コミュニティーセンター1階小集会室					
■出席者	[農業委員] 計（14名）					
(敬称略)	1 西川 文三	2 井阪 武範	3 飯村 りか	4 西辻 達佳	5 井坂 常典	
(議席順)	6 紀之定清五郎	7 山口 一美	8 友田 博文	9 岡田 如弘	10 辻林 孝幸	
	11 福本 敏行	12 友田 吉春	13 仲野 充	14 森 忠清		
	[欠席委員] 計（0名）					
	[事務局] 計（5名）					
	森 博紀	仲野文三	岸田忠仁	麓 信也	伊藤真琴	
■提出資料	議案書					
■議案	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について 議案第3号 農用地利用集積等促進計画作成に関する意見聴取について 議案第4号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の 公表（案）について 議案第5号 令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）について  報告第1号 農地法第3条の規定による許可申請の取消について 報告第2号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について					

### ■議事内容

事務局 友田会長	それでは、ただいまから令和7年6月の農業委員会総会を開催させていただきます。 それでは、開会に当たりまして、友田会長、御挨拶をお願いいたします。 (会長挨拶) それでは、これより農業委員会総会を開催いたします。 早速ですけれども、本日の出席者数を事務局から報告願います。
事務局	本日、委員会に出席されておられます委員は現段階、13名でございます。10番辻林委員さん のほうが若干遅れて来られるかと思われる状況です。 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本委員会総会が成 立しておりますことを御報告いたします。 それでは、友田会長、議事進行、よろしくお願ひいたします。
友田会長	それでは、本日の議事録署名人は、2番井阪武範委員さん、3番西辻達佳委員さんの御両名に お願ひいたします。 (両委員の承諾あり)

	<p>議案書1ページをお願いいたします。</p> <p>6月委員会議事日程、議案第1号から議案第5号、報告第1号から報告第4号となっておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>議案書2ページをお願いいたします。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転3件に関する申請を別表のとおり定めるものといたします。</p> <p>議案第1号、1番、大野町の物件について、事務局から説明願います。</p> <p>(10番辻林孝幸委員入室)</p> <p>事務局の岸田でございます。</p> <p>議案書3ページ、1番について説明させていただきます。</p> <p>許可を受けようとする土地の所在は大野町で、地目は、田7筆、畠1筆、面積合わせて2,572m<sup>2</sup>、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から25km、車で約50分の距離に位置しておりますが、譲受人の勤務先から申請地までは約2km、車で約5分の距離に位置しております。</p> <p>譲受人は、現在トラクターなどを保有しており、農業従事日数は360日で、現在、和歌山県かつらぎ町で野菜や果樹を栽培しているため、かつらぎ町農業委員会が発行した耕作証明書が添付されているほか、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付しております。</p> <p>また、周辺地域との関係については、「農薬は使用しない予定なので、周辺に影響を及ぼすことはありません。もし農薬を使用するのであれば、地域の基準を超えないよう使用します。」とのことです。</p> <p>なお、外国籍の人が農地を取得するため、在留資格が永住者であることを在留カードで確認しております。</p> <p>続きまして、地区担当の福本委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「現地確認を行い、保全管理されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で果樹や野菜栽培をする予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し、意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願ひいたします。</p> <p>友田会長 事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件につきまして、異議、意見はございませんか。</p> <p>岡田委員 すみません、これ今後、何かもし違うことに使われるとかでしたら、管理というか、監視というかは行政がやってもらえるんですか。</p> <p>事務局 もし何か違う用途で使っているという実態がありましたら、地域の方から農業委員会に連絡いただけましたら、すぐに本人を呼び出して事情を確認したり、産廃でしたら産廃を所管する大阪府に通報した上で、一緒に指導をしていくといった流れになってきます。</p>
--	--

西辻委員	これ、3年3耕作せんと1年か2年でぽんと放ったら、農業委員会は通らへんけど、飛び越えて法務局でやられたらどうなんよ。
事務局	もし法務局に地目変更の照会をかけた場合でも、一度農業委員会に照会が回ってきますので、そのときは地区の担当委員さんと現地確認を行った上で、農地に戻させるなら原状回復命令を出す見込みがあるということで、大阪府と共に指導に入ります。
西辻委員	長いこと放ってあつたら草が生えてくるやろう。原野で通るとき、あるやんか。原野でやられたらどうしようもない、農業委員会がかんでも。
事務局	山林原野化していて耕運機もかけられない状態になったときは地目変更されるケースはあるんですけれども、何年かですぐ変わるものではないかなと思います。
西辻委員	見に行かな、しようがないな。
事務局	そうですね。そこは事務局も常に行けるわけではありませんが、地域の方たちから連絡いただけたらすぐに動けるようにしたいと思っています。
西辻委員	法律上、しようがないわな。
事務局	そうですね。
紀之定委員	この人の住所、豆塚と書いてあるけれども、かつらぎに住んでいると言ってたかな。
事務局	かつらぎには農地を所有しています。
紀之定委員	農地を持っているの。
事務局	所有しています。
飯村委員	和歌山に作りに行ってはりますよね、堺から。
事務局	そうですね。かつらぎ町の農業委員会の耕作証明も添付されておりまし、事務局も現場を確認に行つたんですけども、ちゃんと作っていることは確認しております。
西辻委員	しようがないな、法律上。
友田会長	法律上、いろいろ聞いてんけれども、どないもできへん。
西辻委員	そうやろう。
友田会長	法律上、どないもできない。するすべがない。
福本委員	ちょっとよろしいですか。
友田会長	どうぞ。
福本委員	今のこのお話なんですが、一応譲受人、譲渡人どちらにも、これから3年3耕作、農業をやりますということで賛成という意味合いで、ほかのことに流用しないということで、仮に流用することになれば町から反対をしますよということで。ほんで、それを文書にしたら、町会から各おうちに回られて、万が一ほかの土地として流用することやつたら反対しますよと。
	一応その土地というのがぐるりが全部民家が建つて、入り口は広いんですが、ぐるりは全部民家なんですね。昔からそこはそれこそ100年前か何か、もっともっと昔から農業しておった土地なので。それを今度は中国の方がということがちょっと気になる話なので、万が一中国に帰つたりとか、そこで。
	ちょっと以前にボリビアという方があそこを雑種地に変えて、そこに向けて、そういうような産業廃棄物が、鉄の古いやつをたくさん山盛り積んで、すぐそこに置きたいということで、一応そこは行政さんもいろいろと御配慮いただいて、それはできませんということで農業委員会にも

通さんとそのまま下りていただいたと。よかつたなと思っておったら、同じ業界の中で前、後ろでそういうような仕事をしておられる方が今度は百姓をします。農業をしますということで資料を出していただいて、私も村のことなので、両方の方にも電話確認も、知っているからそれを話も、これは農業として使うんであれば村の人も大賛成やけれども、前みたいにほかのものを置くということになれば大変なことになるので、農業するんですねということで両方の方にお尋ねしたところ、農業しますよと。農業しますよ。村の人が代わった、農業以外のことをするということになれば反対ですよ。署名、捺印を皆さんにいただいているよというたら、私も署名、捺印はさせてもらいますと。そやから、私が異議なしで今回も、今の署名もさせていただくということになったわけ。

2、3日前に村の人とその方が、両方の方がお会いしたときに言わはった。判ついてくれへん。判はつきませんと。中国の方も、そんな判つくことはできませんということで。

私はそれ以前に、本人の確認を取ったときには農業しますよという確認であれば、3年3耕作、それ以外はどうなるんかちょっと分からんねんけれども、3年3耕作には農業されると。売主も、譲渡人さんもそないして聞いたところ、農業やから売るんやと。農業するというから、私のところは売ったんですよと。中国人に売ったんですよというふうな話をされて、農業以外のことなら反対しますと。

しかしながら、町会が判、頂戴よというようなところが、判をつくこともそれはできませんということで。

また中国人のところはもう一回行くけれども、農業するんやったらしますとしゃべって。結構、あれは優良なんです。

恐らく今まで農業委員会さんの皆さんにもちょっとお話をし、一応お話はこないして異議なしで、今日のこの話は進めていくよと。しかしながら、また何かあった場合にはそれは農業委員会もそれなりの処置はさせていただくということで伺っていますので。

また、私もいつまで農業委員会さんにこないして寄せていただくよと、村として寄せていただくということはそんなに長くはないと。

また、お互い農業委員会さんの職員さんが来てても、また違うところに配属されてやられるから、しかし、その空間になったときに我々、大野町というのは農業委員会、変な資格があるということで、私だけなので、私が辞めた後には横山辺りの方方にうちらの地域も残っていただかんといかんよと。しかしながら、やっぱり目の届く範囲と、また現場で見ている人と、また地方の違う方たちが和泉市の中でも異議なしで通すときには、我々その中の現状が分からぬので異議なしと。その方たちがおっしゃったら異議なしということで前へ進めていかれると。しかし、本当に現場でそういうことがあるということであれば、ちょっと大変な。

特に今、中国の方が土地を買われたときに、その方が一生その土地を百姓せないかんよと。いや、そんなのはできまへんと。買うても農業はできませんということで、そら、今こないして書かせていただいているんやけれども、3年3耕作というのもちょっと疑問ですねというような話をしながら、また言っているうちに産業廃棄物が、皆さんお住まいしている部分で置かれたときに果たして、そういう点では農業委員会さんとか、いろんなところから審査して、それは具合悪いよということで、素直にすっとどいてくれればいいんだけれども、なかなか1回どいても、ま

	たハエ払ういうようなことでされたら。
西辻委員	農地法違反の罰則って、3条の罰則ってあまりないん違う。
事務局	産廃を積んだときには3条ではなくて、4条とか5条の罰則になります。
友田会長	それは表に積んだかって問題あるけれども、それなりのところやつたら難しいところはあるわ な。
辻林委員	そやけど、外国人やから、罪を問うというても帰られたら何にもならへんやろう。今、自民党で検討しているのは、外国人に土地を取得することについての制限を設けようという意見も出てきているわけですわ。そないしたら安全になるように思うんやけれども、経済が発展せん面もある。いうたら、東京でどんどん買っているのは中国人とかそういうことで、お金は持っているからどんどん買うわけや。そやけど、そのお金を日本へ落とすことによって日本が栄えると。そやけども、農地というところまでいかれると、かなり厳しいの。
西辻委員	しようがない。法律的にうまいこといかへん。
飯村委員	私もちよっとごめんなさい、素人でよう分かりませんねんけれども、この████████という方のお うちが大野町の近所にあるとさっきおっしゃって。違う、会社が、お勤め先が。だから、これができるとおっしゃったけれども、人員1人でしょう。
友田会長	それが今の近くにあつたらできるん違うんよね。
飯村委員	でも、この方、和歌山にも作りに行ってはるんですよね。
友田会長	和歌山にあって、耕作証明が和歌山から出てきた。
飯村委員	和歌山でも耕作して、ほんで、また今回、2, 572平米もするんでしょう。
友田会長	そうです。
飯村委員	私はよく分かりませんけれども、変な話とは思いましたけれども。2, 572、一番初め見た とき、この████████がこれだけの土地を譲り受けはるねんねと。えっとか、2人で言いましたけれども。
友田会長	問題があると考えるのは、やっぱり近くで同じような解体業か。
福本委員	ボリビアさんがやっているのは、前、後ろでやっているのは。
友田会長	解体業をボリビアの人が買に来たように、同じような仕事をやって、その方が農業もしてい る。そやから、農業をしているからこの土地を買えると。解体業やつたら、また違う面で反対 もできるけれども、農地を買えるそのものを持っているからどないもできへん、法律上。そ ういうことになっているんです。
飯村委員	法律上はそうでしょうけれども、何か、でも、ん、と思いますよね。
友田会長	そやから、やめてほしいと思う。
飯村委員	そうですよね。
西辻委員	農地委員会の、2時間でもええから見ていたら。
福本委員	そういうこと、みんなが農業委員さんというのはこうこう、こういうようなときに一応村が全 部こぞって反対すると。
西辻委員	近所の人いてるんやろう。電話もうたらええやん。近所に住んでいる家何軒かあったな。
福本委員	いやいや、そのぐるりは全部民家や。
西辻委員	いやいや、そのとき、電話もうたらええやん。

福本委員	<p>いや、それはみんな、判こをもうておる。判こをもうているんやけれども、私のところはその土地を売りましたという、売った方が大野の人間なんです。農業するから私は売りましたと言うんです。そしたら、みんなと一緒に判ついてくれ。農業以外のことをしたら、これは困りますよという判を町会が回っておるわけ。そしたら、普通はその人も売るんやけれども、もともと大野町で住んでいるといって、またこれからも住んでおられるんか、どこか行きはるんか、ちょっとよう分からんけれども、もともとも昔からの大野の住民さんなんですね。その方が今回、町として、あんたのところは売るんやから、農業してもらう人に売るんやから、あんたも判ついてくださいねということで誰でも言いますよね。農業するから、私は売りましたと言うんやから、ほたら、あんたも当然仮にほかのことに流用するということなしに、農業するということで判をいただいているんやから、あんたも判ついてください。町会から言いに行っても、それはつきませんというわけやな。どないもならん。</p>
友田会長	<p>一応大野の福本委員さんからも、これはもう賛成なんやな。</p>
福本委員	<p>今、私が、本人さんに確認したところ、農業以外のことはしませんということなので、正直、それであれば農業委員さんのはうにも賛成ですよということで言わざるを得んし、しかしながら、町としては万が一変わったときがあって違うような、前のボリビアというイメージがあるのでね。前、後ろでやって、恐らくこの間あった話やから、その方がひょっとしてまたボリビア人に売ったりとか、どないかしたときに、どっちにしてもその土地がそういうような形にならいかんもんやから、売主さんに、譲渡人に私らはそれは反対ですよと。農業するというから売ったんやというて、町会から判をもらいやに行ったら判くれへんと。ほとんどの方が、それは来て、そんなことするということであれば、それこそ村人はみんな反対ですよと。恐らく村が全体やるのが強いんか、そうか、今の法務局に片っ端から飛んでいって、違うようなことをやりかけて、どういうふうになるか知らんけれども。</p>
友田会長	<p>しかしながら、私は今町のはうで農業委員会に行かせてもうて、その人たちが一生懸命考えてどうしたらええんかということで、万が一そういうようなものを持たれるということであったら、また指導にすぐに行かせてもらいますよと。その言葉を信じて、私は判をつかせてもうたということなので、またちょっと違うような動きがあればひとついろいろお助けいただきたいなと思っていますので。</p>
友田会長	<p>今、福本さんのその意見も議事録にきっちと書いておいて、今後のことも反映するようにして。</p>
	<p>それと、今、和泉市では環境条例ができているので、そういう面でもこれから環境に関係する問題、また農業委員会や農林課と関係のある、またそういう環境の関係からも、今まで簡単にできたけれども、これからは届出制になったことになってくるので、法律上はよろしくないということも踏まえまして、今回は1番の大野町の問題につきまして、皆さんのお意見がこれ以上ないようでしたら1号を許可することに決定したいと思いますけれども、御異議ないですか。今の議案第1号、1番については許可することに決定いたしますけれども、異議なしですか。いけますか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
	<p>異議なしということで、そのことについて許可することに決定いたします。</p>

事務局	<p>続きまして、議案第1号、2番、福瀬町の物件につきまして、事務局から説明願います。議案書3ページ、2番について説明させていただきます。</p> <p>許可を受けようとする土地の所在は福瀬町で、地目は畠1筆、面積は1, 041m<sup>2</sup>、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から15km、車で約60分の距離に位置しております。</p> <p>譲受人は、現在、軽トラックなどを保有しており、農業従事日数は76日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。</p> <p>また、周辺地域との関係については、「申請地は所有農地の隣接地に位置しているので、周辺の農地に支障のないよう、農薬の使用についても注意し、営農いたします。」とのことです。</p> <p>続きまして、地区担当の仲野委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「現地確認を行い、タケノコ栽培されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地でタケノコ栽培をする予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けています。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し、意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願ひいたします。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件につきまして、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしということで、議案第1号、2番については許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第1号、3番、池田下町の物件について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>議案書3ページ、3番について説明させていただきます。</p> <p>許可を受けようとする土地の所在は池田下町で、地目は田1筆、面積は257m<sup>2</sup>、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から0. 5km、徒歩で5分の距離に位置しております。</p> <p>譲受人は、現在、耕運機などを保有しており、農業従事日数は150日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。</p> <p>また、周辺地域との関係については、「農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従います。周辺農地の耕作に支障のないよう注意します。」とのことです。</p> <p>続きまして、地区担当の山口委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で水稻栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けています。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し、意見などはございませんでした。</p>

	<p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願ひいたします。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしということで、議案第1号、3番については許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案書4ページをお願いいたします。</p> <p>議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、所有権移転1件に関する申請を別表のとおり定めるものといたします。</p> <p>議案第2号、1番、鍛治屋町の物件について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>事務局の麓でございます。</p> <p>議案書5ページ、1番について説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は鍛治屋町で、地目は田1筆、面積は454m<sup>2</sup>、転用目的、譲渡人、譲受人、施設物、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>立地基準については、申請地は住宅、公共施設などが連担した区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模がおおむね10ha未満のものであるため、第2種農地と判断されます。第2種農地の代替性の検討ですが、申請地以外に接道条件や事業所からの距離、面積などの条件を満たす土地がなかったことから、申請地以外では計画の実現が困難となっています。</p> <p>転用目的は露天駐車場で、譲受人は現在、親が経営する建設事業者の従業員として働いており、独立して事業を立ち上げるに当たり、普通車4台、事業用車両3台分の駐車場が必要なため、申請地を譲り受け、砂利敷きの露天駐車場に転用するものです。</p> <p>続きまして、讃岐委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「申請地は現在、休耕地となっており、申請地を転用することにより周辺農地及び水路などの影響はないと認められる。譲渡人及び譲受人に確認したところ、申請内容に間違いはなく、譲受人は許可後、速やかに転用するとのことで、調査の結果、許可やむを得ないと認めます。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し、意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願ひいたします。</p>
友田会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしということで、議案第2号、1番については許可やむを得ないということで報告いたします。</p> <p>この件については、今回のこれは特別枠で、前から申請があったもので許可をしているということです。今後出てくるものについては全て、これは2か月か3か月ですと通るけれども、次</p>

	<p>からは、次のこの案件からは大体この区分については5か月から6か月かかりますので、その点また皆さん、御理解しておいてくださいね。このままではいきませんので。</p> <p>続きまして、6ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号、農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条の第3項の規定に基づき、意見聴取があつた農用地利用集積等促進計画6件を別表のとおり定めるものといたします。</p> <p>議案第3号、1番、芦部町の物件について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>事務局の伊藤でございます。</p> <p>議案書7ページ、1番について説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は芦部町で、地目は田2筆、面積は合わせて1, 612m<sup>2</sup>でございます。</p> <p>貸手、農地中間管理機構、借手、設定する利用権、借手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>なお、外国籍の人が農地を借り受けるため、在留資格が永住者であることを在留カードで確認しております。</p> <p>続きまして、地区担当の西辻委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p> <p>「現地確認を行い、野菜を栽培されている農地であり、貸手・借手に意思確認いたしました。貸手は申請地を貸すことに同意されており、借手は申請地で野菜を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し、意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願ひいたします。</p>
友田会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ないようでしたら、異議なしということで、議案第3号、1番については異議なしとして回答いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号、2番、3番、福瀬町、久井町の物件につきまして、関連があることから一括説明願います。</p>
事務局	<p>議案書7ページ、2番・3番について、一括して説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は福瀬町及び久井町で、現況地目は畠5筆、田2筆、面積は合わせて4, 626m<sup>2</sup>でございます。</p> <p>貸手、農地中間管理機構、借手、設定する利用権、借手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>続きまして、地区担当の仲野委員及び森光彦委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p> <p>「現地確認を行い、ミカンの栽培及び保全管理されている農地であり、貸手・借手に意思確認</p>

	<p>いたしました。貸手は申請地を貸すことに同意されており、借手は申請地でミカンを栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し、意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願ひいたします。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしということで、議案第3号、2番、3番については異議なしとして回答いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号、4番、5番、観音寺町の物件につきまして、関連があることから一括説明願います。</p>
事務局	<p>議案書7ページ、4番、5番について、一括して説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は観音寺町で、地目は田2筆、面積は合わせて1, 467m<sup>2</sup>でございます。</p> <p>貸手、農地中間管理機構、借手、設定する利用権、借手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>続きまして、地区担当の井阪武範委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p> <p>「現地確認を行い、現在は保全管理されている農地であり、貸手・借手に意思確認いたしました。貸手は申請地を貸すことに同意されており、借手は申請地で野菜を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し、意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願ひいたします。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしということで、議案第3号、4番、5番については異議なしとして回答いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号、6番、三林町の物件について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>議案書7ページ、6番について説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は三林町で、地目は田1筆、面積は1, 520m<sup>2</sup>でございます。</p> <p>貸手、農地中間管理機構、借手、設定する利用権、借手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>続きまして、地区担当の高橋委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p> <p>「現地確認を行い、現在は保全管理されている農地であり、貸手・借手に意思確認いたしました。貸手は申請地を貸すことに同意されており、借手は申請地で水稻及び野菜を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。</p>

	<p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し、意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願ひいたします。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしということで、議案第3号、6番については異議なしとして回答いたします。</p> <p>続きまして、議案書8ページをお願いいたします。</p> <p>議案第4号、令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について、令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）を別添のとおり公表するものです。</p> <p>議案書9ページをお願いいたします。</p> <p>事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>事務局の麓でございます。</p> <p>本件は、農林水産省通知に基づき、国の定めた様式により作成するもので、農業委員会総会での議決後、大阪府への報告と市ホームページで公表するよう義務づけられているものでございます。</p> <p>それでは、9ページを御覧ください。</p> <p>1、農業委員会の状況ですが、こちらは令和6年4月1日現在の状況を記載しているもので、記載内容の多くは、農林業センサス等から数値を当てはめるものとなっておりまして、内容につきましては記載のとおりとなっております。</p> <p>続きまして、10ページを御覧ください。</p> <p>1、最適化活動の成果目標の（1）農地の集積ですが、こちらは認定農業者への農地の集積面積を記載する項目となっておりまして、実績といたしまして、令和6年度末の新規集積面積が2.6haであったため、点検結果といたしましては、「農業委員会が指針として定めた年間1haの新規集積面積は達成することができた」としております。</p> <p>次に、（2）遊休農地の発生防止・解消ですが、②目標にある遊休農地の解消目標面積0.3ha、こちらに対し、令和6年度は11ページの③実績に記載しているとおり、2haの解消実績となっておりまして、11ページの中段にある農業委員会の点検結果といたしましては、「過去からの遊休農地につき一定は解消しているものの、新たな遊休農地も増加している旨」を記載しております。</p> <p>続いて、（3）新規参入の促進の実績につきましては、12ページ上段にございます③実績、こちらに記載しておりますとおり、大阪府みどり公社や農林担当などと連携を図った結果、参入経営体数が令和6年度も10経営体を確保することができたものです。</p> <p>続きまして、2、最適化活動の活動目標の（1）推進委員等が最適化活動を行う日数目標から13ページの（3）新規参入相談会への参加につきましては、記載のとおりとなっております。</p> <p>また、目標の達成状況の評語及び推進委員などの点検・評価結果ですが、こちらは農地の集積面積や遊休農地の解消面積、活動記録簿の記載内容などを数値化した結果を記載しております。</p>

	<p>て、令和6年度の委員会としての目標の達成状況は「目標に対して期待を上回る結果が得られた」となりました。</p> <p>最後に、14ページを御覧ください。</p> <p>こちらは事務の実施状況となっておりまして、1、総会、部会の開催実績から、4、違反転用の対応につきまして、こちらにつきましては議案書に記載されてあるとおりとなっております。</p> <p>説明は以上となります。御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>皆さんのおかげで遊休農地が例年以上に解消できたということがあります。ありがとうございます。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしということで、議案第4号については原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、15ページをお願いいたします。</p> <p>議案第5号、令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）について、令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）を別添のとおり公表するものです。</p> <p>議案書16ページをお願いいたします。</p> <p>事務局から説明願います。</p> <p>こちらの案件につきましても、令和7年、農林水産省の通知に基づき、報告のほうが必要となる案件でございまして、まず、農業委員会の状況ですが、こちらは令和7年4月1日現在の農業委員会の現在の体制であったり、農家・農地等の概要を記載しております。こちらも先ほどと同様に、農林水産省の各種統計の数値を当てはめるものとなっておりますので、内容については記載のとおりとなっております。</p> <p>続きまして、17ページを御覧ください。</p> <p>2、最適化活動の目標についてですが、これは委員の皆様に行っていただく3つの活動に対する成果目標を設定するもので、（1）農地の集積、（2）遊休農地の解消と、18ページ上段にございます（3）新規参入の促進の成果目標をそれぞれ記載しております。</p> <p>17ページに戻っていただきまして、まず、（1）農地の集積の②目標でございますが、令和4年度に定めた本市農業委員会の指針に基づき、年間1haの新規集積を目指しており、今年度末の集積率は4.4%になることを目標としているものです。</p> <p>続きまして、（2）遊休農地の解消の②目標でございますが、こちらにつきましても、本市農業委員会の指針に基づき、解消目標面積を0.3haとしているものです。</p> <p>続きまして、18ページを御覧ください。</p> <p>（3）新規参入の促進ですが、こちらは新規参入者への利用集積を促進するため、貸付けに同意している農地を公表するもので、令和4年度から令和6年度の権利移動面積を平均した14.5haの1割以上を目標として記入することとなっております。したがいまして、今年度は1.5haを目標として記載しております。</p> <p>続きまして、2、最適化活動の活動目標ですが、この項目では委員の活動日数目標や活動強化月間の設定、新規参入相談会への参加目標を記載しております。</p>
--	---

友田会長

まず、（1）推進委員などが最適化活動を行う日数目標ですが、こちらは委員さんの令和6年度実績の平均値が月5日であったため、令和7年度も月5日を目標日数としております。

次に、（2）活動強化月間の設定目標ですが、強化月間は3回以上設定することとされているため、記載のとおり8月から10月を強化月間として設定しております。

次に、（3）新規参入相談会への参加目標ですが、市の農林担当などに新規就農の相談があつた際、必要に応じて、地区の委員さんに相談会に1回は参加していただくことを目標として記載しております。

説明は以上になりますが、目標設定につきましても活動計画と同様に、委員会総会での議決後、大阪府への報告と市ホームページで公表を予定しております。

説明は以上になります。御審議いただきますようよろしくお願いします。

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

（異議なしの声）

異議なしということで、議案第5号については原案どおり決定いたします。

続きまして、報告案件に移ります。

議案書19ページをお願いいたします。

報告第1号、農地法第3条の規定による許可申請の取消について、農地法第3条の規定による許可申請の取消届1件を別表のとおり受理いたしましたので、報告いたします。

議案書20ページを御参照ください。

続きまして、議案書21ページをお願いします。

報告第2号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の6第1項の規定の適用を受けた特例農地の利用状況1件について、別表のとおり受理いたしましたので報告いたします。

議案書22ページを御参照ください。

次に、議案書23ページ、報告第3号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用3件を専決により受理しましたので、御報告いたします。

議案書24ページを御参照ください。

続きまして、議案書25ページ、報告第4号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転2件を専決により受理しましたので、報告いたします。

議案書26ページを御参照ください。

以上をもちまして、本日の審議は全て終了いたしました。農業委員会総会を終了させていただきます。ありがとうございました。

閉会時間 15時 47分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会長

委員

委員